

## (2) ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観は、代表として図6.3-6及び図6.3-7に示すとおりである。

ごみ収集車両は、図6.3-6のように汚水及び臭気が漏れない構造になっている。また、灰等の運搬車両は、図6.3-7のように天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図6.3-6 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4 m<sup>3</sup>）



図6.3-7 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m<sup>3</sup>）

## (3) 計画地周辺道路の将来交通量

### ア 現況交通量及び走行速度

主な走行ルートとして使用されている道路の現況交通量及び走行速度を調査した。現況交通量及び走行速度の調査地点は図6.3-8に示す2地点とし、調査は平成30年12月18日(火)午前6時から19日(水)午前6時までの24時間連続して行った。(資料編p.13～p.16参照)

現況交通量の調査結果は、表6.3-4に示すとおりである。また、走行速度の調査結果は、資料編(p.16参照)に示すとおりである。

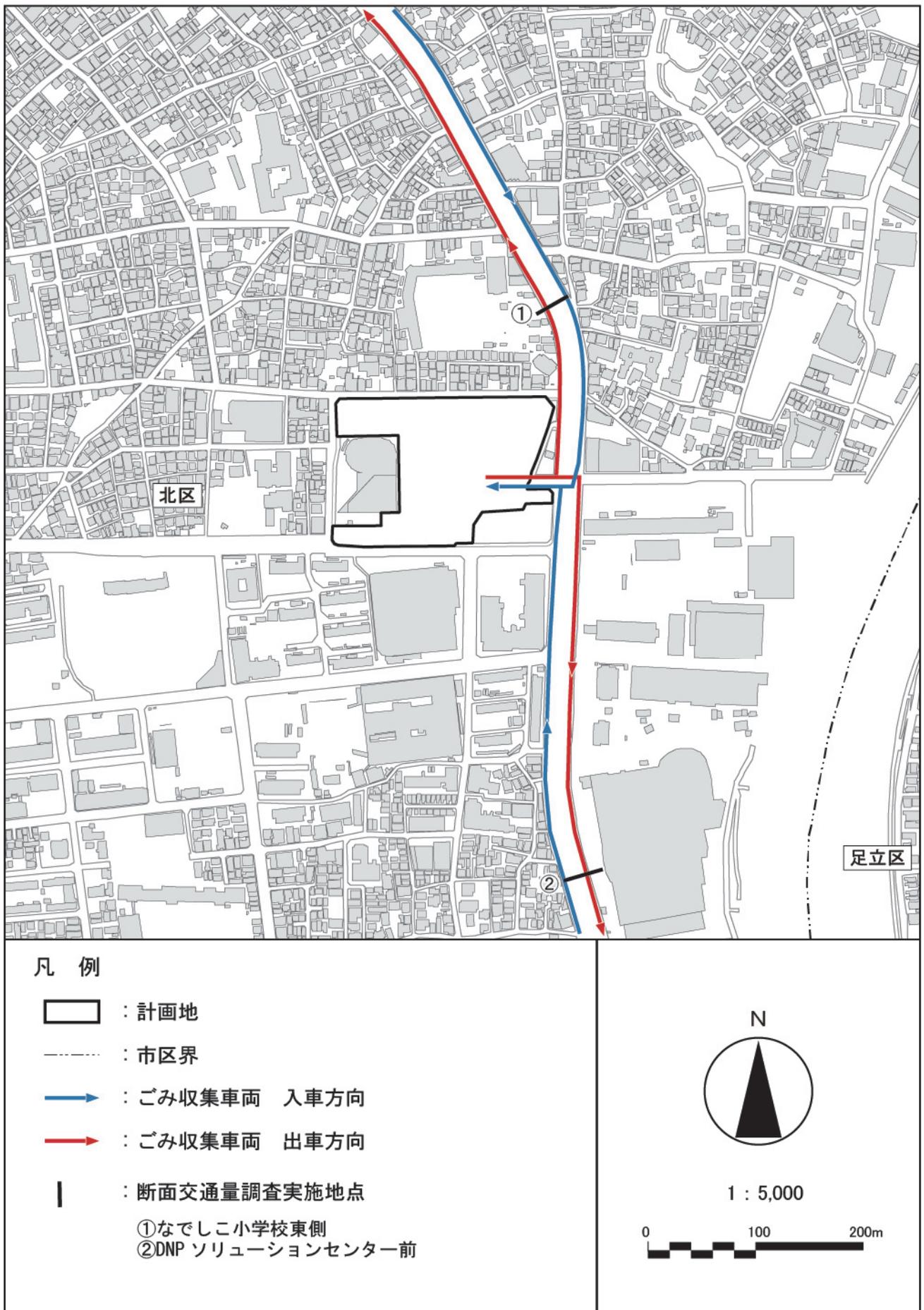


図6.3-8 交通量調査地点

表 6.3-4 交通量現地調査結果

単位：台/日

調査地点		車種	入車方向	出車方向	断面合計		
①	なでしこ小学校東側	大型車	一般車両	3,240	3,102	6,342	
			ごみ収集車両等	123	139	262	
		小型車	一般車両	15,342	15,685	31,027	
			ごみ収集車両	16	32	48	
		合 計			18,721	18,958	37,679
		ごみ収集車両等割合(%)			0.7	0.9	0.8
大型車混入率(%)			18.0	17.1	17.5		
②	DNP ソリューション センター前	大型車	一般車両	3,522	3,508	7,030	
			ごみ収集車両等	385	383	768	
		小型車	一般車両	16,733	16,215	32,948	
			ごみ収集車両	80	69	149	
		合 計			20,720	20,175	40,895
		ごみ収集車両等割合(%)			2.2	2.2	2.2
大型車混入率(%)			18.9	19.3	19.1		

注1) 調査は平成30年12月18日(火)午前6:00から19日(水)午前6:00まで実施した。

注2) 入車方向は、計画地に向かう方向、出車方向は計画地から離れる方向を示す。

注3) 大型車：普通貨物車（トラック、大型特殊、建設機械）、大型ごみ収集車、灰等運搬車、バス  
小型車：乗用車、小型貨物車、小型ごみ収集車

注4) 現地調査結果において「ごみ収集車両等」は、北清掃工場に搬出入するごみ収集車両及び灰等運搬車両（午前8:00から午後5:00までに観測されたもの）とした。

注5) 現地調査結果において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般の車両とその他のごみ収集車両を合わせたもの）とした。

注6) ごみ収集車両等割合は、一般車両も含めた合計交通量に対するごみ収集車両等の大型・小型の和の割合である。

注7) 大型車混入率は、一般車両も含めた合計交通量に対する大型車の一般車両・ごみ収集車両等の和の割合である。

イ 将来交通量

将来交通量は、一般車両交通量、工事用車両及びごみ収集車両等の交通量について推計した。また、将来交通量の推計地点は現況交通量調査地点と同様とした。

将来交通量の推計結果は、表6.3-5に示すとおりである。

「全国道路交通情勢調査」（道路交通センサス 平成11年度～平成27年度）によると、計画地周辺の幹線道路における交通量の伸びは、地点によって増減に差はあるものの、地域全体としてみればほぼ横ばいの傾向にあることから、工事の施行中及び工事の完了後においても交通量の伸びはないものとし（資料編p.10～p.13参照）、現況交通量（北清掃工場関連を除く）を将来一般交通量とした（資料編p.17～p.19参照）。

表 6.3-5 将来交通量の推計

単位：台/日

推計地点		車種		断面交通量	
				工事の施行中	工事の完了後
①	なでしこ小学校東側	大型車	一般車両	6,342	6,342
			ごみ収集車両等	0	271
			工事用車両	166	0
		小型車	一般車両	31,027	31,027
			ごみ収集車両	0	54
			工事用車両	8	0
		合 計			37,543
②	DNP ソリューション センター前	大型車	一般車両	7,030	7,030
			ごみ収集車両等	0	865
			工事用車両	390	0
		小型車	一般車両	32,948	32,948
			ごみ収集車両	0	170
			工事用車両	10	0
		合 計			40,378

注1) 将来交通量の推計において「ごみ収集車両等」は、北清掃工場に搬出入するごみ収集車両及び灰等運搬車両とした。

注2) 将来交通量の推計において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般の車両とその他のごみ収集車両を合わせたもの）とした。

### 6.3.2.2 施設の監視制御

建替え後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量や一酸化炭素濃度等のガス成分の値から各箇所の燃焼空気量を自動制御して、燃焼温度や各排ガス濃度を適正に保ちごみの安定的な焼却を行う。
- ② 洗煙設備では、塩濃度や pH 値をモニタリングして循環する水量及び苛性ソーダの注入量等を自動制御する。触媒反応塔では、排ガス中の窒素酸化物濃度や排ガスをモニタリングして薬剤吹き込み量等を自動制御する。  
これら一連の制御により、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物等を除去することにより排ガス中の排出濃度を遵守する。
- ③ 汚水処理設備の pH 値をモニタリングし、薬剤添加量は pH 値又は処理水量に合わせ自動制御することによって、排水中の重金属類等を除去し下水排除基準を遵守する。

### 6.3.2.3 ダイオキシン類対策

#### (1) 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ダイオキシン類の発生を抑制するため、燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保ち、2秒以上滞留することでダイオキシン類の再合成を抑制する。

さらに、安定燃焼を図るため、一酸化炭素濃度を基準値以下に制御する等、燃焼管理を行う。

#### (2) 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルター）入口の排ガス温度を、200℃以下に下げることにより、排ガス中のダイオキシン類の再合成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルター）によって、ばいじんを捕集するとともにダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突出口でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N<sup>注1)</sup>）以下にする。

#### (3) 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほとんど除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L<sup>注2)</sup>）以下とし、下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。

注1) TEQ とは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は 10 億分の 1g である。

注2) 1pg（ピコグラム）は 1 兆分の 1g である。

## 6 対象事業の目的及び内容

### 6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」、「東京都環境基本計画」、「北区基本構想」、「北区基本計画2015」等があり、これらの計画に基づいて環境へ配慮した事項は表6.4-1(1)～(3)及び表6.4-2(1)及び(2)に示すとおりである。

表 6.4-1(1) 東京都の環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
都民ファースト でつくる「新しい 東京」～2020 年に向けた実行 プラン～ (平成 28 年 12 月)	○スマートエネルギー都市 ・LED 照明の普及などの省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進や水素社会実現に向けた取組の推進により、地球温暖化対策を積極的に進める。	・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。
	○快適な都市環境の創出 ・都市の熱環境を改善するとともに、多様な主体による暑さ対策の取組を社会に定着させる。 ・雨水や下水再生水の利用促進、河川や運河の水質の維持・改善を図り、快適な水環境の創出に取り組む。 ・PM2.5 や光化学オキシダント濃度の低減に向けて、揮発性有機化合物 (VOC) など大気汚染物質の削減や周辺自治体との広域連携を進め、大気環境の更なる改善を進める。 ・資源ロスの削減、エコマテリアルの利用、廃棄物の循環利用を促進し、持続可能な資源利用を推進する。	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行う。 ・汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、下水道へ放流する。 ・清掃一組の所有車両は低公害型の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、法規制値以下の排出濃度を設定し、これを遵守する。 ・仕上工事の内外装塗装にあたっては、低 VOC 塗料を使用する。 ・主灰の一部は民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。
	○豊かな自然環境の創出・保全 ・公園整備や再開発により連続性・一体性をもった質の高い緑を創出するとともに、森林・丘陵地や農地など貴重な緑を保全することで、自然豊かな都市環境を次世代に継承する。 ・都市空間における生物の生息・生育環境の確保や希少種の保全、環境学習を通じた普及啓発等により、多様な生き物と共生できる都市を実現する。	・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行い、地域との一体性に努める。 ・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。
東京都環境基本 計画 (平成 28 年 3 月)	○エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制 ・設備の省エネルギー化、壁や屋根の断熱など、建物の熱負荷抑制性能の向上、自然エネルギーの利用等により、省エネルギーを進める。 ・焼却熱や下水汚泥の焼却排熱の利用による発電、地域冷暖房や公共施設等への熱供給など、エネルギーの有効利用を図る。	・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。
	○環境負荷の少ない交通 ・施設の立地・計画にあたっては、自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。	・適正な運行管理によって、工事用車両が特定の時間に集中することを回避するように努める。
	○持続可能な資源利用の推進／廃棄物の適正処理 ・建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑える。 ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建設副産物の分別・再利用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。

表 6.4-1(2) 東京都の環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)	○大気環境の向上 ・施設の稼働に伴う大気汚染物質の排出を極力削減する。	・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、法規制値以下の排出濃度を設定し、これを遵守する。
	○化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減 ・土地利用の履歴等を考慮して、土壌汚染の調査を行い、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。	・土壌汚染については、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、既存建築物の解体の際に、土壌の汚染状況を把握し、適切な措置を講じる。
	○騒音・振動、悪臭対策等 ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。 ・煙突などの施設による電波や風への影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。	・設備及び機器の騒音・振動低減対策等により、周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭防止対策により、周辺への影響を防止する。 ・周辺への日照障害、電波障害等の影響に配慮し、建物の形状・配置を適切に計画する。
	○生物多様性の確保・緑の創出 ・既存の緑地等が存在する場合は、保全を検討する。 ・建築物上や壁面などでの緑化に努める。	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行う。
	○水循環の再生と水辺環境の向上 ・污水处理の適正化を図り、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。 ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。	・污水处理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、下水道へ放流する。 ・初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、下水道へ放流する。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、下水道に放流する。
	○暑さ対策 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行う。
	○景観形成・歴史的・文化的遺産の保全・再生 ・地域の特性を生かし、周辺の景観との調和に努める。	・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行う。
	○工事期間中の配慮 ・工事に伴う大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の防止及び温室効果ガスの削減に努める。	・低公害型の建設機械を極力使用するとともに、仮囲い等を設置する。 ・工事用車両が集中しないように分散化に努める。 ・排水は下水排除基準に適合するよう適切な処理をし、下水道へ排出する。
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年 5 月)	○プログラムの基本的考え方 ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す。 ・「東京産都市型電力」を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る。 ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める。	・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。

表 6.4-1(3) 東京都の環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
ヒートアイランド対策取組方針(平成 15 年 3 月)	○東京都における率先行動(建築物に関すること) ・緑化対策 新築時・増築時の緑化、改修時の緑化 ・人工排熱等対策 排熱の少ない設備機器利用、外装の被覆対策、下水熱利用空調システムの導入、省エネ設計指針見直し検討	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行う。
ヒートアイランド対策ガイドライン(平成 17 年 7 月)	○工場・倉庫における対策 ・屋根の高反射率化 ・屋上緑化 ・壁面緑化 ・敷地内の自然被覆化(保水性舗装、芝ブロック、保水性建材等) ・敷地内の樹木緑化 ・人工排熱(顕熱)の削減	
東京都資源循環・廃棄物処理計画(平成 28 年 3 月)	○エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 ・建設工事におけるエコマテリアルの利用促進 ○廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化) ・焼却灰のリサイクル促進 ・エネルギー利用の促進	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 ・主灰の一部は民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。
東京都建設リサイクル推進計画(平成 28 年 4 月)	○建設発生土を活用する ・建設発生土の活用 ・適正処理の確保 ・土壌汚染対策 ○廃棄物を建設資材に活用する ・一般廃棄物焼却灰	・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。 ・主灰の一部は民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。
東京地域公害防止計画(平成 24 年 3 月)	○東京湾の水質汚濁、横十間川のダイオキシン類汚染の防止 ・東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。 ・横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。	・汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、下水道へ放流する。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成 25 年 7 月)	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減 ・自動車単体対策の強化等 ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進 ・低公害車・低燃費車の普及拡大 ・エコドライブの普及促進	・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・工事用車両及び施設内を走行するごみ収集車両等のアイドリング・ストップの推奨に努める。
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～(平成 24 年 5 月)	○【まもる】～緑の保全強化～ ・緑の量の確保(既存の緑の保全) ・希少種・外来種対策の推進 ・水環境の保全・回復	・既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行う。
東京都景観計画(平成 19 年 4 月、平成 30 年 8 月改定)	○美しく風格のある首都東京の再生 ・東京らしい景観の形成 ・景観法の活用による新しい取組 ・都市づくりと連携した景観施策の展開	・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行う。

表 6.4-2(1) 北区的环境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
北区基本構想 (平成 11 年 6 月)	○基本構想の理念 ・ 1 平和と人権の尊重 ・ 2 区民自治の実現 ・ 3 環境共生都市の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、法規制値以下の排出濃度を設定し、これを遵守する。</li> <li>・ 汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、下水道へ放流する。</li> </ul>
北区基本計画 2015 (平成 27 年 3 月策定)	○区民一人ひとりが地域への愛着を持つことができる「人が輝く、まちが輝く、未来が輝くふるさと北区」の実現に向けた基本計画 ○2015 年度からの 10 ヶ年の重要課題 ・ 地域のきずなづくり ・ 子育てファミリー層・若年層の定住化	
北区環境基本計画 2015 (平成 27 年 1 月)	○すべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ○「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」を北区の望ましい環境像として掲げ、4つの基本目標を設定 ・ 1 北区的环境をはぐくむきずなづくり ・ 2 安全・安心な区民生活環境の確保 ・ 3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区 ・ 4 区民と自然が共生できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。</li> <li>・ 構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行う。</li> <li>・ 清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。</li> <li>・ LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。</li> <li>・ 太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。</li> </ul>
北区緑の基本計画 2020 (令和 2 年 3 月)	○緑づくりの基本方針 ・ 地球環境保全：人と地球にやさしい緑づくり ・ 生物多様性保全：生きものにぎわいのある緑づくり ・ レクリエーション：魅力ある公園やふれあえる緑づくり ・ 景観形成：自然・文化を彩る緑づくり ・ 防災：安全・安心を高める緑づくり ・ コミュニケーション：参加・協力・学びによる緑づくり	
第 2 次北区地球温暖化対策 地域推進計画 (平成 30 年 3 月)	○温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標の達成に向けた 4 つの基本方針 ・ 1：低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及 ・ 2：省エネ・再エネ・蓄エネシステムの普及 ・ 3：気候変動への適応策の推進 ・ 4：エコ活動を支える人・コミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存施設と同様に計画地内の緩衝緑地に緑を配置する。</li> <li>・ 構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行う。</li> <li>・ 太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。</li> <li>・ ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。</li> </ul>
北区都市計画 マスタープラン 2010 (平成 22 年 6 月)	○まちづくりのキーワード：「定住」「安全」「環境」「活気」に対応する「快適」「魅力」 ○まちづくりの基本理念：「次世代に継承する快適で魅力あるまち北区」を区民とともに作ること ○土地利用の基本方針及び分野別のまちづくりの方針を設定	

表 6.4-2(2) 北区の環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	本事業における配慮事項
北区一般廃棄物 処理基本計画 2015 (平成 27 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一層のごみ減量・資源化の促進と適正処理を推進し、持続的発展が可能な街をつくる。</li> <li>○「ごみをつくらない、ごみをださないから始まる ごみゼロのまちづくり」を基本理念とし、3つの基本方針を掲げている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・方針1 区民・事業者・区の協力による3Rの推進</li> <li>・方針2 さらなるごみの減量化</li> <li>・方針3 ごみの適正処理の推進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。</li> <li>・ごみ質やごみ量の変化に的確に対応した運転・監視や日常的な点検、予防保全などにより、故障の少ない安定的な施設の稼働を図る。</li> <li>・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。</li> <li>・主灰の一部は民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。</li> </ul>
北区景観づくり 計画 (平成 27 年 9 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「歴史的文化の継承と新しい地域文化の創造」を基本理念とし、北区の景観まちづくりを進めていく。</li> <li>○より望ましい景観をつくるための3つの視点               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「景観まちづくりは、協働のまちづくりである」</li> <li>・「景観まちづくりは、関係づくりである」</li> <li>・「景観まちづくりは、都市文化づくりである」</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。</li> <li>・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化等を行い、地域との一体性に努める。</li> </ul>

## 6 対象事業の目的及び内容

### 6.5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

#### 6.5.1 事業計画の策定

既存の北清掃工場は、可燃ごみの焼却施設として平成10年3月に東京都により建設された。

平成12年4月1日に、「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行され、それまで東京都が行ってきた区部の一般廃棄物にかかる清掃事業は特別区に移管された。移管後は、ごみの中間処理を特別区が共同で処理するため、23区の総意により清掃一組が設立された。

清掃一組の一廃計画は、東京都が平成9年12月に策定した「東京都一般廃棄物処理基本計画（東京スリムプラン21）」を原則として継承している。一廃計画（平成27年2月改定）では、北清掃工場について、令和4年度から建替工事を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、北清掃工場の建替えを実施するものである。

#### 6.5.2 地域住民との取組

平成29年5月、北清掃工場の建替事業を開始するにあたり、地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明した。

その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、平成30年5月に「建替計画素案」を取りまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、平成30年8月に「北清掃工場建替計画」を策定した。

新しい北清掃工場は、基本コンセプトを「環境に配慮し、地域に親しまれる清掃工場」とし、基本方針として「緑地との調和」、「環境との共生」、「エネルギーの有効活用」、「施設の強靱化」を掲げ、地域に親しまれる清掃工場を目指していく。